

平成 30 年度 千曲市地域包括支援センター事業実施方針

1 目 的

この方針は、第 7 期「しなのの里ゴールドプラン 2 1 老人福祉計画・介護保険事業計画」（以下「第 7 期計画」という。）の基本理念や基本目標を踏まえて、千曲市地域包括支援センター（高齢者相談センター）が地域包括ケアシステムの構築のための中核的な機関としての機能を発揮できるよう、センターの運営上の基本的な視点や業務推進の指針等を明確にするとともに、業務の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的として策定するものとする。

2 運営上の基本的視点

(1) 公益性

ア 地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を確保するものとする。

また、市は地域包括支援センターの設置責任主体であることを踏まえ、市は地域包括支援センターの運営について責任をもつものとする。

イ 高齢者やその家族の身近な窓口として、併せて、業務への理解と協力を得るため、多様な媒体を用いて地域包括支援センター（高齢者相談センター）についての周知を継続していくものとする。

(2) 地域性

ア 当市は、5 つの日常生活圏域が設定されており、このうち、更埴川東・埴生・更埴川西の各圏域は直営型及び基幹型（※）である千曲市更埴地域包括支援センター（以下「直営型センター」という。）、戸倉・上山田圏域は委託型の千曲市戸倉上山田地域包括支援センター（以下「委託型センター」という。）が包括的支援事業、第 1 号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業を担当している。

併せて、市民の身近な窓口で相談を受け付け、地域包括支援センターにつなぐための窓口として「千曲市在宅介護支援センター森の里」、「千曲市在宅介護支援センターひまわり」及び「千曲市役所戸倉庁舎高齢福祉課」（以下「ブランチ」という。）を設置している。

イ 各地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供・利用体制を支える中核的な機関として、適切かつ柔軟な事業運営を行うとともに、当該地域包括支援センターが担当する地域の高齢化率や世帯状況等の特性、地域で展開されている介護保険を含めたサービス及び住民同士や住民とさまざまな団体とのつながりの状況等を踏まえながら、千曲市地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議等の場をつうじて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組むこととする。

※基幹型地域包括支援センター：地域の中で基幹的な役割を担い、地域包括支援センター間の総合調整や介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等の後方支援等の機能を有する地域包括支援センターをいいます。

(3) 協働性

ア 地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が、相互に情報を共有し、第7期計画の基本理念や基本目標等を理解した上で、互いに連携をとりながら、業務全体を「チーム」として取り組むものとする。

併せて、直営型センター及び委託型センター並びにブランチは互いに協働し、関係機関とも連携を図り、地域包括支援センターの機能が発揮されるよう努めるものとする。

イ 地域の保健・福祉、医療等の専門職やボランティア、民生児童委員等の関係者及び関係機関と連携を図りながら活動するものとする。

3 包括的支援事業の業務推進の指針

(1) 総合相談支援業務

市内に居住する概ね65歳以上の高齢者等が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものとする。

ア 初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援

ア) 住民の相談には懇切丁寧に対応するとともに、初期対応を適切に行い、課題を明確にした上で、適切な機関・制度・サービス等につなげる（ワンストップ対応を図る）

イ) ア)の対応により、継続的・専門的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合は、より詳細な情報収集を行い、総合相談支援会議等の実施をつうじて個別の支援方針を策定する。

支援方針に基づき適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的な状況把握や情報収集を行い、支援方針の効果の有無を確認する。

イ 地域におけるネットワークの構築や実態把握

ア) 支援が必要な高齢者の早期の把握を進めるため、地域住民や関係機関等とのネットワークの構築を進める

イ) 把握した課題やニーズから、介護予防や早期の支援対応等を展開していく取組みを行う

なお、委託型センターやブランチが、総合相談支援業務等の過程で一般介護予防事業の対象者とすべき者を把握した場合は、適宜、直営型センターと連携を図ること。

(2) 権利擁護業務

高齢者等が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう、権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合や、高齢者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための必要な支援を行うものとする。

ア 成年後見制度の活用促進

ア) 成年後見制度に関する相談支援や法人後見受任を実施する千曲市成年後見支援センター等関係機関・関係者との連携対応

イ) 判断能力が不十分となり、親族がいない又は親族との関係が希薄な高齢者で、成年後見制度の利用が必要と認める場合、市長申立てを検討していく。

イ 老人福祉施設等への入所又は措置の支援

ウ 高齢者に対する虐待の防止及び養護者の支援に関する対応

主に千曲市虐待防止ネットワーク会議高齢者虐待対策部会での取組をつうじた、関係者及び関係機関との連携対応

エ 困難事例への対応

オ 消費者被害の防止に関する対応

消費生活センターや関係機関等との連携対応

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、主治医、介護支援専門員、関係機関等地域における多職種相互の協働等により連携するとともに、第1号介護予防支援事業、指定介護予防支援事業及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互連携を図ることにより、高齢者の個々の状況に応じての自立した生活の維持を図ることにつながる支援実現のため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うものとする。

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

イ 介護支援専門員に対する個別支援

支援困難事例を抱える介護支援専門員との相談・助言

ウ 介護支援専門員のネットワークの構築・育成

ケアマネジメント研究会等を通じて、支援困難事例等検討や介護支援専門員への情報提供と質の向上のための研修を実施

(4) 住民や多職種などとの協働による支援ネットワークの構築

地域包括ケアシステムの継続的な構築を推進し住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりや住民主体の助け・助け合い活動の推進のために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会資源が有機的に連携することができる環境整備を行い、住民や多職種などの協働による支援ネットワークを構築できるよう支援を行うものとする。

なお、下記イ、ウについては、委託型センター及びブランチも参画し、または直営型センター等と連携して業務を進めていく。

ア 地域ケア会議の実践

被保険者が地域生活を送る上にあたっての課題やニーズ等に応じた支援のため会議を実施し、個別事例の支援へのフィードバック（地域のケアマネジメントの向上）に併せて、地域支援ネットワークの構築、地域生活の課題解決のため社会資源づくりの支援等を行うことを通じて、被保険者のみならず地域の介護支援専門員その他被保険者への支援に携わる者への支援体制の構築を進める。

なお、地域ケア会議を年間計画により実施していく。(参考として、平成30年度のもの
を仕様書別添2として添付)

イ 在宅医療・介護連携の推進

埴科地域包括医療協議会 千曲坂城地域在宅医療・介護連携推進委員会を中心に、連携体制の構築を推進していく

ウ 高齢者の生きがいと社会参加への方策検討

生活支援サービス体制の整備に向けて、住民や多職種などとの協働による方策の検討

を進めていく

(5) 認知症高齢者及び家族への支援

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよりよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症高齢者や家族を地域で支えるまちづくりを継続的に進めるものとする。

なお、委託型センター及びブランチは必要に応じて以下の業務に参画し、または直営型センター等と連携して業務を進めていく。

ア 認知症理解の促進

ア) 認知症サポーター養成講座等の実施

隣人として認知症の方やその家族に何ができるかを具体的に理解できるよう、内容などを工夫して開催するとともに、地域での見守りや支え合い等の活動につながるような取り組みも進めていく。

イ) 認知症キャラバンメイトへの支援

継続的な研修会の実施

イ 認知症を、共に考える体制づくり

ア) 千曲市行方不明高齢者 SOS ネットワーク事業の推進と、支援ネットワークづくりの働きかけ

イ) 成年後見制度の利用支援、権利擁護の推進

ウ) 千曲市認知症支え愛便利帳（認知症ケアパス）の普及

エ) 認知症地域支援推進員の配置

オ) 認知症の人と家族の会、認知症カフェ等との連携・支援

ウ 医療との連携

認知症初期集中支援チームを中心として、認知症が疑われる人の早期の把握、診断及び介護サービス等への利用へつなぐなど、必要なサービス等が提供されるよう支援を推進

4 指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業（以下「指定介護予防支援事業等」という。）の業務推進の指針

自立生活支援・重症化予防を基本として、介護保険によるサービスに併せて、インフォーマルのサービスも組み合わせることで、できる限り自分の住まいで、能力に応じ自立した日常生活が送れるよう、サービス利用に向けての相談支援体制並びに指定介護予防支援事業等による対処方法について、「地域ケア会議」や「個別ケース検討会」等の実施を通じて「自立生活支援型ケアマネジメント」の実践により支援を図るものとする。

なお、指定介護予防支援事業等については、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）」及び「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成27年6月5日付け厚生労働省老健局長通知）」をはじめ関係法令を遵守し、介護保険における要支援認定者及び基本チェックリスト該当者の一人ひとりに必要なサービスが、公正・中立に提供されるよう努める。

5 一般介護予防事業の業務推進の指針

一般介護予防事業は、運動器機能低下症候群等の疾患の予防に加え、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人一人の生きがいや自己実現のための取組みを支援し、生活の質の向上を目指していくことを目的として推進するものとする。

また、健康寿命延伸推進体操については、介護予防のみならず、高齢者同士や世代間の交流のきっかけ、高齢者の社会参加を促す取組みにもつなげていくよう普及を推進していく。

(1) 支援を必要とする人の把握と適切な対応

ア 総合相談支援や第1号介護予防支援事業、指定介護予防支援の各業務と連携し、支援が必要な人の把握に努める

(2) 介護予防の普及・啓発及び介護予防教室等の推進

ア 運動器機能向上や地域の高齢者同士の交流を図る

元気なつどい、転倒予防教室の実施

イ 口腔機能向上、引きこもり、認知症、生活習慣病予防等の訪問活動

ウ 随時、介護予防の普及・啓発に努める

介護保険制度説明会や地域のサロン等において、具体的な知識や実践の普及を図る。

(3) 介護予防自主グループの育成・支援

ア 介護予防健康づくり応援団の育成・支援

イ 出前講座、老人会、いきいきサロン等の支援

ウ 認知症キャラバンメイトの育成・支援

(4) 地域のリハビリテーション関係者による活動支援

ア 住民への介護予防に関する技術的助言を含めた支援

膝腰サポート塾等の実施、介護予防健康づくり応援団をはじめとする地域住民への介護予防支援及び地域ケア会議における助言等

(5) 実態把握・分析

ア 一般介護予防事業等の評価とともに、要介護認定の原因疾患等の分析により、必要な施策を考えるとともに介護予防の普及啓発に活用

6 センターの機能強化の取組みについて

地域包括支援センターは、自らの業務の自己評価の実施を通じて、センター職員の資質向上を図るとともに、適切な業務の実施に努めるものとする。

併せて、近年、相談内容の多様化や困難事例が増える中で、地域包括支援センターが高齢者やその家族の総合相談窓口としての機能強化を図るため、第7期計画において地域包括支援センター設置のあり方を検討するものとする。